

青森県アスベスト問題対策本部 第2回会議の議事概要

日 時 平成17年11月2日(水) 10:30～10:45
場 所 第三応接室
出席者 本部長(副知事)、副本部長(出納長)、その他本部長

議事の概要

(1) 県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査結果及び対策について)

環境生活部長:「資料1」に基づきまして、10月28日現在における「県有施設等におけるアスベスト等使用実態調査結果の経過報告」を説明いたします。(中略)

次に、吹付けアスベスト等使用箇所の除去等の措置に係る基本的な対応方針についてですが、使用頻度が高く、かつ飛散のおそれ大きい場合のA区分の施設については、必要な応急措置を行った上で、速やかに除去や囲い込み等の措置を講ずることとします。その他、B、C、Dについても、表のとおり、措置や対策を行うこととします。なお、たとえB区分であっても、特別な事情があるものについては、速やかに除去等の措置を講じなければならないものを想定する必要があるものと考えております。本部長(副知事):ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

教育次長:県立学校は今回調査を急ぎまして、すべての施設で調査を終了しています。かなり、アスベストがあるところも出たわけですが、県立学校の関係につきましては、児童生徒の影響が少ないように、できるだけ冬休み期間中に対策を講じたいということで、今鋭意準備中です。社会教育施設、社会体育施設の関係につきましても、できるだけ使用の頻度が少ない期間、冬期間に必要な対策を実施したいということで、今所要の準備を急いでおります。

県土整備部長:県営住宅について、抽出調査というかたちで先行実施している関係がございますので、補足して説明させていただきます。

県内の県営住宅は、35団地、455棟、5646戸ございますが、このうち、アスベスト含有の可能性のある吹付け材が使用されているものが、24団地、247棟、4499戸ございます。このうちから、団地ごとあるいは年代ごとに34棟を抽出しまして、アスベストの含有分析調査を実施しました。現在までに、小柳団地(青森市)C棟が重量比で1.7%、小沢団地(弘前市)D棟で7.7%、是川団地(八戸市)50号棟で1.4%の含有が確認されております。残り21団地の30棟については含有がないという結果をいただいております。残り1棟について現在分析を進めているという状況です。

また、アスベストの含有が判明した3棟につきましては、空気中の飛散濃度調査を引き続き実施しています。これまでに、小沢団地D棟の調査結果が出ておりまして、飛散濃度は、1.3本/㎡でございます。大気汚染防止法による工場等の敷地境界基準が10本/㎡であることと比較して、十分低い値であり、通常の状態では飛散性は低いといえると思います。なお、小沢団地D棟につきまして、試験的に天井全体にハタキ掛けを行い飛散濃度を測定したところ、14本～16本/㎡の数値上昇がみられたこと

から、念のため入居者に対し、対策工事を行うまでの間天井にハタキ掛けをしないよう注意を促すこととしております。

今後の対応ですが、抽出調査の対象とした残り213棟すべてについて、アスベストの含有分析調査を行うこととしおり、結果は1月中に出る予定です。さらに調査結果によりアスベストの含有が確認された住棟につきましては、入居者の安全・安心に万全を期すため、早期に囲い込みによる対策工事を行う予定としております。

本部長(副知事):そのほか、ご意見ございませんか。

危機管理対策監:表2のAとBの関係ですけれども、基本的な対応方針をみると、Aでは「速やかに措置を講じる」、Bでは「早い時期に措置を行う」とあります。これは時期的にどの程度違うのでしょうか。

環境生活部長:基本的には順番の取り方の話になると思います。先ほど説明したとおり、B区分であっても特別な事情のあるものにあっては速やかに、ということでありまして、A区分並に対応する。基本的にはBはAよりも次のステップではあるという意味です。

(2) 県内におけるアスベストの使用実態について)

環境生活部長:資料3に基づきまして説明致します。(略)

本部長(副知事):教育次長が言いましたように、教育施設については子供たちが関わることでありますので、これらについては速やかに対応してほしい、そして対策を講じることが必要であると考えております。また、県土整備部長が言いました県営住宅についても、そこに住んでいるということでもありますので、非常によく注意してやっていただきたいと思います。

それでは、これで議事を終えますが、ただいま報告のあったとおり、アスベストの使用が判明し、かつ、飛散のおそれ・使用頻度がともに高い施設等については、補正予算に所要の経費を計上するなどして、速やかに除去等の対策を講ずること。

また、現在調査分析中の施設についても、結果が判明し次第、速やかに必要な措置を講じ、県民の安全・安心の確保のため、万全を期するよう指示します。

以上であります。